



# 医療保険・介護保険の負担額を軽減します ～高額介護合算療養費制度～

「高額介護合算療養費制度」とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担額を軽減する制度です。

## 対象となるのは

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの医療保険と介護保険の自己負担の合計額が、下表の自己負担限度額を超えた方が対象です。申請により、その超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額の計算は医療保険制度ごとに行うので、同一世帯に同じ医療保険の被保険者が複数いる場合は、合算して計算します。

## 所得区分による自己負担限度額

世帯員の年齢や所得によって、下表のように細かく設定されています。

所得区分	加入保険など	後期高齢者医療制度 + 介護保険	国民健康保険または被用者保険 (会社などの保険) + 介護保険 (70～74歳の方のみの世帯)
現役並み所得 (標準報酬月額28万円以上)		67万円	
一般		56万円	
低所得者	低所得Ⅱ	31万円	
	低所得Ⅰ	19万円	

所得区分	加入保険など	国民健康保険または被用者保険 (会社などの保険) + 介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)
区分ア (標準報酬月額83万円以上)		212万円
区分イ (標準報酬月額53万円～79万円)		141万円
区分ウ (標準報酬月額28万円～50万円)		67万円
区分エ (標準報酬月額26万円以下)		60万円
区分オ (低所得者)		34万円

### 《注意点》

- ・食事代、差額ベッド代、福祉用具購入費、住宅改修費の利用者負担分など保険適用外の支払い額は含まれません。
- ・自己負担限度額は、高額療養費、高額介護サービス費などで戻った金額を差し引いた金額です。
- ・自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。
- ・介護サービスを受けていない場合には、この制度は該当しません。
- ・医療保険分 (加入している医療保険) と介護保険分に分けて支給されます。

※低所得者とは、市町村民税が非課税者などの被保険者

## 申請手続き

申請は平成28年7月31日時点に加入していた医療保険に行います。

- ① 塩竈市の国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入していた方

「お知らせ」を3月末から5月頃にかけて順次送付しますので、申請書を提出してください。

- ② ①以外の保険に加入していた方

長寿社会課で介護保険の自己負担限度額証明書の交付を受けた後、該当期間に加入していた医療保険者に申請してください。

※平成27年8月～平成28年7月の間に住所を変更された方やほかの医療保険に移られた方、死亡された方がいる世帯には、お知らせできない場合があります。

年間の自己負担合計額が限度額を超えると思われる方は、現在ご加入の医療保険者に問い合わせください。

国民健康保険について 問 保険年金課給付年金係 (本庁舎1階) ☎355-6503  
 後期高齢者医療保険について 問 保険年金課医療係 (本庁舎1階) ☎355-6519  
 介護保険について 問 長寿社会課介護保険係 (壱番館庁舎1階) ☎364-1204